

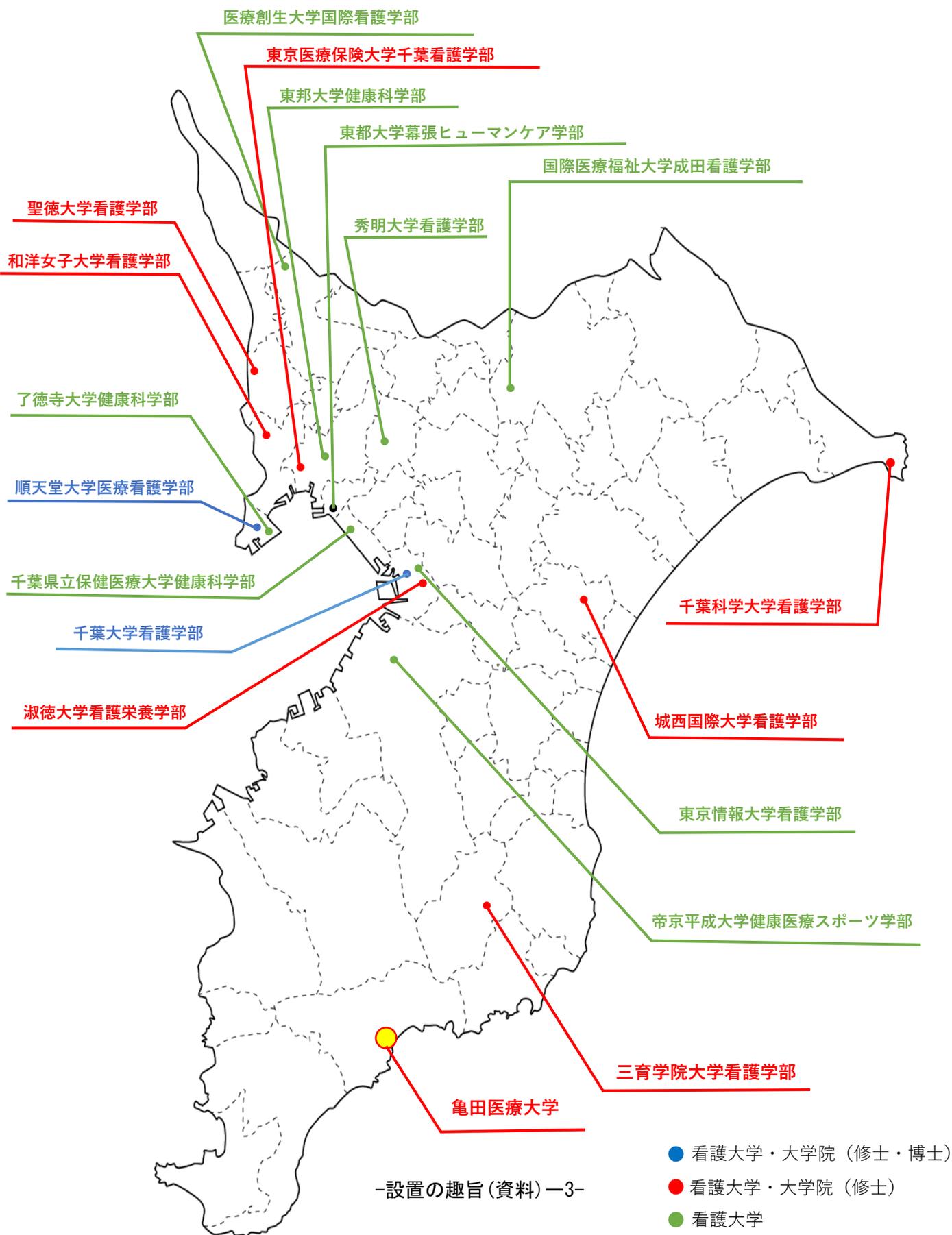
資料No	項目	ページ数
資料1	亀田医療大学大学院看護学研究科修士課程修了生数と進路状況	… P2
資料2	千葉県看護大学・大学院プロット図	… P3
資料3	亀田グループ	… P4
資料4	DNPコースの科目の積み上げ	… P5
資料5	ディプロマポリシーと本学理念および各科目との関連	… P6
資料6-1	DNPコース3年間のロードマップ	… P7
資料6-2	DNPコース4年間（長期履修生）のロードマップ	… P8
資料7	DNPとEssentialsと各科目との関連	… P9
資料8	実装研究とデザイン思考法との関連図	… P10
資料9	亀田医療大学看護学部・大学院時間割	… P11
資料10-1	研究指導の方法とスケジュール（3年間履修者）	… P13
資料10-2	研究指導の方法とスケジュール（4年間長期履修者）	… P14
資料10-3	博士論文の審査プロセス	… P15
資料11	亀田医療大学研究倫理審査委員会規則	… P16
資料12	亀田医療大学研究倫理審査委員会運営細則	… P19
資料13	学部教育と大学院教育の関連	… P26
資料14-1	就業規則（一部抜粋）	… P27
資料14-2	教育職員実施組織：教員一覧	… P28
資料15	亀田医療大学教員研究費規程	… P29
資料16	亀田医療大学学長裁量経費の配分方針	… P34
資料17	亀田医療大学総合研究所規程	… P36
資料18	亀田総合病院等臨床看護教育研究センター規程	… P41
資料19	大学院生の研究室見取り図	… P44
資料20-1	亀田医療大学大学院（修士・博士課程）教育の内部質保証（PDCAサイクル）	… P45
資料20-2	大学院博士課程（DNPコース）・修士課程アセスメントポリシー 【学修成果の評価方針】	… P46
資料21	令和3～5年度FD・SD年間計画	… P47

亀田医療大学大学院看護学研究科修士課程修了生数と進路状況

	2019	2020	2021	2022	2023 (予定)	合計
看護管理学			3	4	1	8
実践看護学 (成人)		2	0	1	0	3
実践看護学 実践研究コース (成人看護)				0	0	
実践看護学 (精神)		3	0	0	0	3
実践看護学 実践研究コース (精神)				0	0	
実践看護学 (小児)		1	0	0	0	1
実践看護学 実践研究コース (小児)				0	0	
実践看護学 (在宅)		1	0	1		4
実践看護学 実践研究コース (在宅)				0	2	
実践看護学 高度実践看護師コース (がん看護)					1	1
実践看護学 高度実践看護師コース (精神看護)					2	2
実践看護学 高度実践看護師コース (クリティカルケア看護学)						0
実践看護学 高度実践看護師コース (エンドオブライフケア学)						0
ウィメンズヘルス・助産学 (助産師無資格)		2	1	1	3	7
ウィメンズヘルス・助産学		0	0	1	0	1
合計	0	9	4	8	9	30
累計	0	9	13	21	30	

就職、進学先 (2020~2022年度修了生)	人数
亀田総合病院	7
その他病院、施設	6
亀田医療大学	4
大学院 (修士)	1
大学院 (博士)	2
未定	1
計	21

千葉県 看護大学・大学院 プロット図



亀田グループ

医療法人鉄蕉会

亀田総合病院 亀田クリニック
亀田リハビリテーション

亀田ファミリークリニック館山

亀田浜荻クリニック

亀田総合病院附属幕張クリニック

亀田京橋クリニック

亀田MTGクリニック

亀田森の里病院

亀田IVFクリニック幕張

亀田メディカルセンター

学校法人鉄蕉館

亀田医療大学

亀田医療技術専門学校

社会福祉法人太陽会

介護・福祉施設等 7か所

安房地域医療センター

安房医療福祉専門学校

DNP研究プロジェクト

変革プロジェクトの実践と評価)

DNPプロジェクト研究

実装計画書作成
実装研究とデザイン思考法との統合

DNPプロジェクト演習

専門科目

DNPの役割と組織変革、人材育成

組織変革とリーダーシップ、人材育成

DNP特論 III

高度実践・DNPの概念と役割、

DNP実践と倫理

DNP特論 I

実践のプロセスとアウトカム評価の実施

プライマリケア、ヘルスプロモーション。
コミュニティ変革

DNP特論 IV

医療経済学、看護実践と政策、質評価

DNP特論 II

デザイン思考法と看護実践の統合

デザイン思考の

実践活用

DNP特論 V

基盤科目

理論看護学

システムティック
レビュー

看護学研究法特論 I・II・III

デザイン思考法の理論と実践

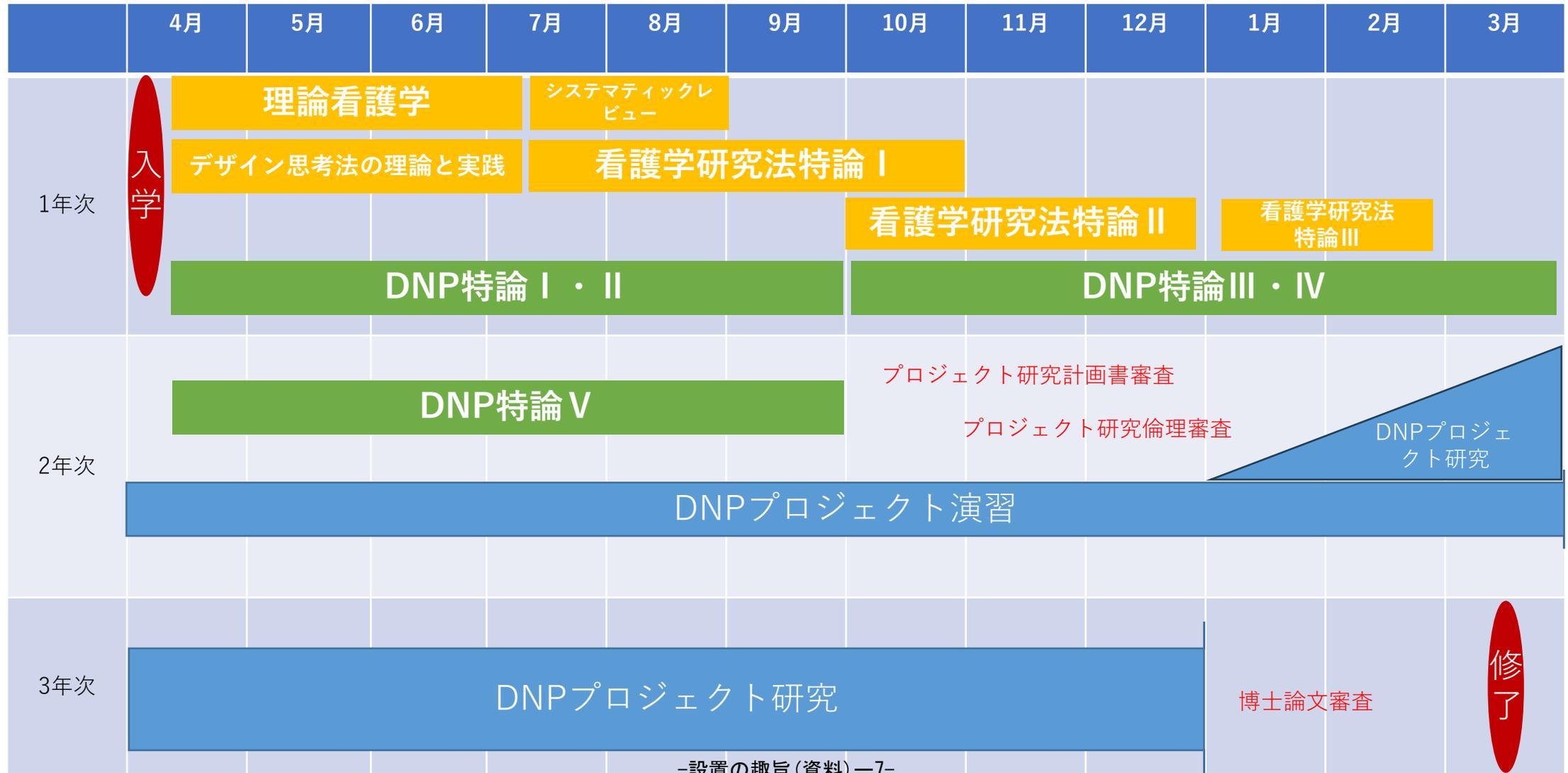
エビデンスに基づいた看護介入とデザイン思考法の統合

ディプロマポリシーと本学理念および各科目との関連

DP	DPの内容	本学の理念 HEART	共通必修科目			選択必修科目			専門分野必修科目					DNPプロ ジェクト 演習	DNPプロ ジェクト 研究	
			理論看護学	システマ ティックレ ビュー	Design Thinking Approach	看護学研 究方法特 論Ⅰ	看護学研 究方法特 論Ⅱ	看護学研 究方法特 論Ⅲ	DNP特論 Ⅰ	DNP特論 Ⅱ	DNP特論 Ⅲ	DNP特論 Ⅳ	DNP特論 Ⅴ			
DP1	高い倫理観のもと、科学的根拠に基づいた高度な看護実践を展開するとともに、新たな看護実践を開拓できる者	Humanity Reason Autonomy	○	○		○	○	○	○						○	○
DP2	柔軟な思考力と発想力を駆使し、他者と協働しながら、実践的および研究的アプローチをもって、保健医療提供システムにおける看護実践の変革を推進することができる者	Humanity Autonomy Team Reason Empowerment			○					○	○	○	○	○	○	○
DP3	高度な看護実践能力と研究能力をもとに、専門領域の実践・研究・教育においてリーダーシップを発揮することができる者	Reason Autonomy Team Empowerment	○						○		○				○	○
DP4	現場の課題に研究的視点をもってアプローチし、研究成果を活かすことで、看護実践の質の向上と改善、ならびに看護学の学術的發展に寄与することができる者	Reason Autonomy Empowerment		○	○	○	○	○		○		○	○	○	○	○

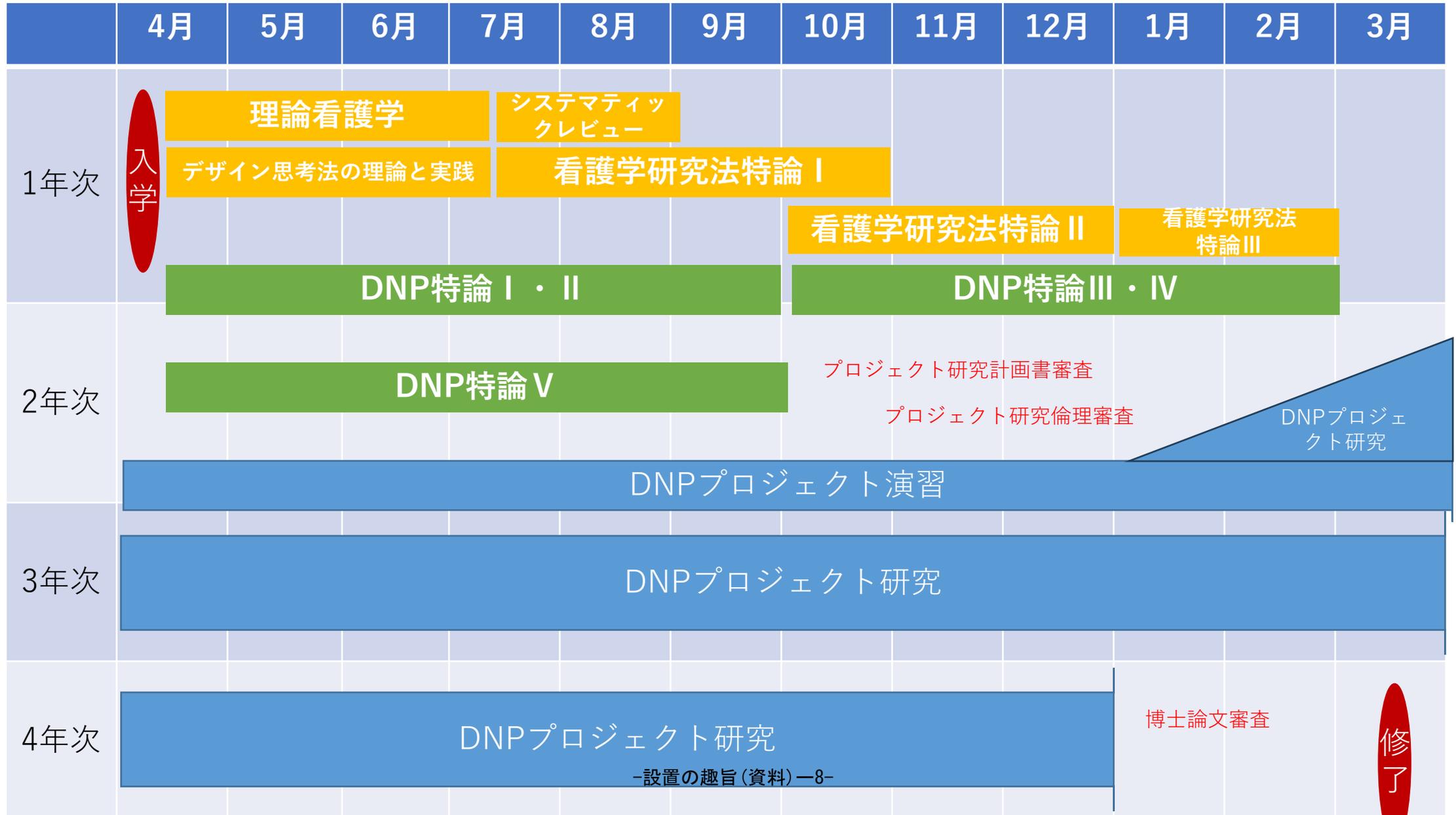
DNPコースの3年間のロードマップ

資料6-1



DNPコースの4年間（長期履修）のロードマップ

資料6-2



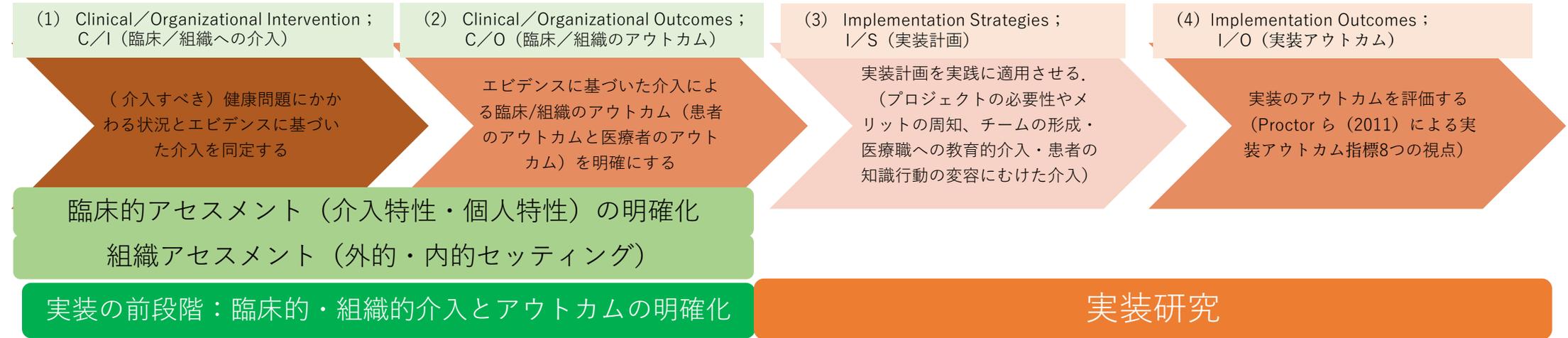
DNP Essentialsと各科目との関連

DNP Essentials	DPの内容	共通必修科目			選択必修科目			専門分野必修科目					DNPプロジェクト演習	DNPプロジェクト研究	
		理論看護学	システムティックレビュー	Design Thinking Approach	看護学研究方法特論Ⅰ	看護学研究方法特論Ⅱ	看護学研究方法特論Ⅲ	DNP特論Ⅰ	DNP特論Ⅱ	DNP特論Ⅲ	DNP特論Ⅳ	DNP特論Ⅴ			
1	実践のための哲学のおよび科学的基盤	○	○	○	○	○	○	○						○	○
2	質改善とシステム思考のための組織化とリーダーシップ						○	○	○	○				○	○
3	エビデンスに基づく実践のための臨床学と分析方法	○	○		○	○	○	○						○	○
4	ヘルスケアの改善と変革のための情報システム/技術と患者ケア技術			○	○		○		○		○	○		○	○
5	ヘルスケアにおける権利擁護のための政策			○				○	○	○	○			○	○
6	個人と集団の健康アウトカム改善のための多職種協働								○	○	○			○	○
7	国民の健康増進を目指した個人及び家族を対象とした健康増進/疾病予防活動、および地域住民を対象とした公衆衛生活動								○		○			○	○
8	高度実践看護	○						○							○

実装研究とデザイン思考法との関連図

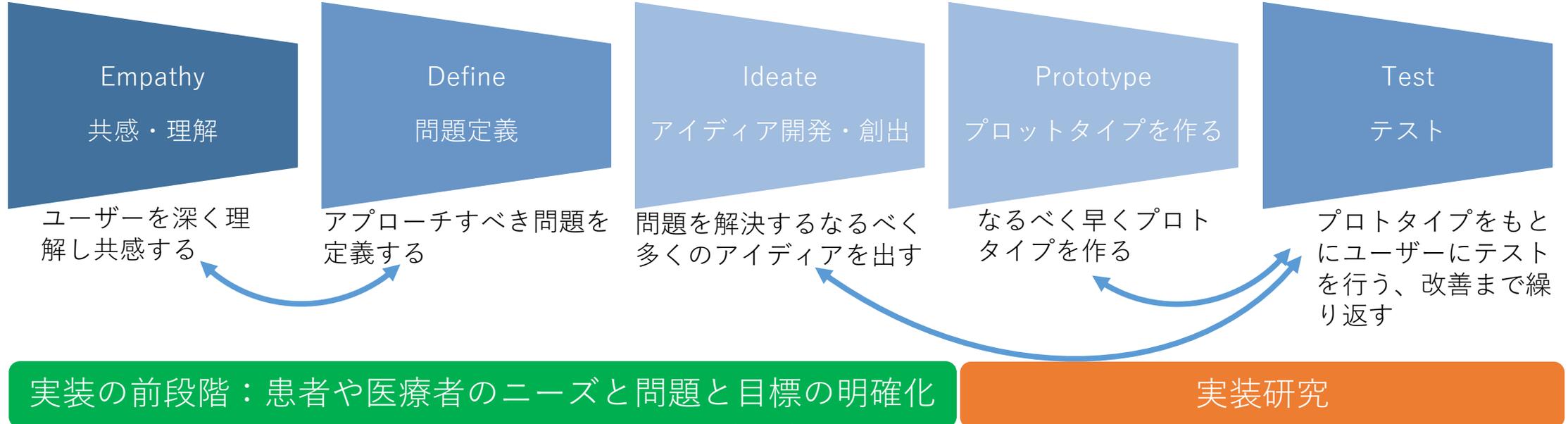
実装研究：4つのステップ

内富庸介他、実装研究のための統合フレームワークCFIR—Consolidated Framework for Implementation Research、保健医療福祉における普及と実装科学研究会、2021.より構成概念の関連図、用語の定義を用いて成



デザイン思考法の5つのステップ

一般社団法人デザイン思考研究所監訳、スタンフォード・デザイン思考ツール5ステップ・ガイドブック.2012.より一部改変して作成



		1 限	2 限	3 限	4 限	5 限	6 限	7 限	
月	学 部	1年生	English I (15コマ)	コミュニケーション・人間関係論(15コマ)	医療人文学(8コマ)	基礎ゼミナール I (15コマ)			
		2年生		成人看護学概論 (15コマ)	看護展開論 I (15コマ)	看護展開論 II (15コマ)	看護展開論 II (15コマ)		
		3年生	保健医療福祉行政論 (15コマ)	原著論文講読 (15コマ)	エンドオブライフ看護学 (8コマ)	公衆衛生看護支援技術 I (15コマ)	公衆衛生看護支援技術演習 (15コマ)		
		4年生	研究ゼミナール I (8コマ)	研究ゼミナール I (7コマ)					
	博士前期課程	1年生	精神看護学特論 I (15コマ)	精神看護学特論 II (15コマ)	精神看護学特論 III (15コマ)	精神看護学特論 IV (15コマ)			
		2年生		看護管理学特別研究 (15コマ)	看護管理学特別研究 (15コマ)	看護管理学特別研究 (10コマ)	がん看護学課題研究 (8コマ)		
					実践看護学特別研究 (15コマ)	実践看護学特別研究 (15コマ)	実践看護学特別研究 (10コマ)	精神看護学課題研究 (8コマ)	
					ウイメンズヘルス・助産学特別研究 (15コマ)	ウイメンズヘルス・助産学特別研究 (15コマ)	ウイメンズヘルス・助産学特別研究 (10コマ)	クリティカルケア看護学課題研究 (8コマ)	
火	学 部	1年生		看護学概論 (15コマ)	国際理解と国際貢献 (15コマ)		経済学 (8コマ)		
		2年生	精神保健看護学概論 (15コマ)	基礎ゼミナール III (15コマ)	医療安全 (8コマ)				
		3年生	急性期成人看護援助論 (15コマ)	急性期成人看護援助論 (15コマ)	高齢者看護援助論 (15コマ)	高齢者看護援助論 (15コマ)			
		4年生	看護倫理学(8コマ)	看護倫理学(7コマ)	公衆衛生看護活動展開論 I (8コマ)	公衆衛生看護活動展開論 I (7コマ)			
	博士前期課程	1年生	助産学概論 (15コマ)	助産診断技術論 I (15コマ)	助産診断技術論 II (15コマ)	助産診断技術論 III (15コマ)	エンドオブライフケア管理学特論 I (15コマ)		
		2年生				看護管理学演習 (15コマ)	看護管理学演習 (15コマ)		
水	学 部	1年生	English I (15コマ)		生物学 (15コマ)	社会学 (8コマ)			
		2年生		オルタナティブセラピー (15コマ)	治療援助論 (15コマ)				
		3年生	公衆衛生看護支援技術 II (8コマ)	周産期看護援助論 (15コマ)	周産期看護援助論 (15コマ)	周産期看護援助論 (15コマ)	国際看護学 I (8コマ)		
		4年生	チーム医療と看護システム (7コマ)	チーム医療と看護システム (8コマ)	公衆衛生看護活動展開論 II (7コマ)	公衆衛生看護活動展開論 II (8コマ)	公衆衛生看護管理論 (8コマ)		
	博士前期課程	1年生	実践看護学特論 II (15コマ)	エンドオブライフケア特論 VI (15コマ)	がん看護学特論 II (15コマ)	実践看護学特論 IV (15コマ)	エンドオブライフケア特論 IV (15コマ)	病態生理学 (15コマ)	看護倫理 (15コマ)
		2年生		エンドオブライフケア管理学特論 (15コマ)	ウイメンズヘルス研究論 (15コマ)	エンドオブライフケア特論 V (15コマ)	エンドオブライフケア特論 II (15コマ)	クリティカルケア看護学特論 III (15コマ)	
					実践看護学特論 III (15コマ)	ウイメンズヘルス特論 (15コマ)	助産マネジメント特論 (15コマ)		
							助産マネジメント特論 (15コマ)		
博士後期課程	1年生					看護管理学 (15コマ)	システムティックレビュー (15コマ)	デザイン思考法の理論と実践 (8コマ)	
	2年生								
木	学 部	1年生		中国語 I (15コマ)		ホスピタルアート (15コマ)			
		2年生	日本国憲法 (15コマ)	人間病態学 I (15コマ)	人間病態学 I (15コマ)	人間病態学 II (15コマ)	人間病態学 II (15コマ)		
		3年生	看護研究 (15コマ)			臨床薬理学 II (応用) (8コマ)			
		4年生	公衆衛生看護活動展開論演習 (10コマ)	公衆衛生看護活動展開論演習 (10コマ)	公衆衛生看護活動展開論演習 (10コマ)	国際看護学 II (8コマ)	国際看護学 II (7コマ)		
	博士前期課程	1年生			エンドオブライフケア特論 III (15コマ)	助産展開論 (15コマ)			
		2年生			精神看護学演習 I (15コマ)	精神看護学演習 I (15コマ)			
金	学 部	1年生		物理学 (15コマ)	体育 (7コマ)	情報科学 (15コマ)			
		2年生		看護英語 (15コマ)					
		3年生	小児保健看護援助論 (15コマ)	小児保健看護援助論 (15コマ)	災害看護学 (15コマ)				
		4年生				論文の書き方 (英語) (8コマ)	論文の書き方 (英語) (7コマ)		
	博士前期課程	1年生	実践看護学特論 I (15コマ)		助産診断技術演習 (15コマ)	助産診断技術演習 (15コマ)			
		2年生		助産管理論 (15コマ)	地域母子保健論 (15コマ)				
士	博士前期課程	1年生	看護管理論 (15コマ)	看護研究 (15コマ)	看護理論 (15コマ)	がん看護学特論 I (15コマ)	がん看護学特論 III (15コマ)		
		2年生				看護管理学特論 I (15コマ)	クリティカルケア看護学特論 I (15コマ)		
	博士後期課程	1年生				クリティカルケア看護学特論 II (15コマ)			
		2年生	看護学研究法特論 I (8コマ)	DNP特論 I (15コマ)	DNP特論 II (15コマ)				
		3年生				DNP特論 V (15コマ)	DNPプロジェクト演習 (15コマ)		
		4年生			DNPプロジェクト研究 (15コマ)	DNPプロジェクト研究 (15コマ)			
学部	実習科目	1年生							
		2年生							
		3年生							
		4年生	看護の統合と実験臨床実習 I・II (6月~7月)、公衆衛生看護学臨床実習 I (6月)						
博士前期課程	実習科目	1年生							
2年生		がん看護学実習 II (5~6月)、がん看護学実習 III (6~7月)、がん看護学実習 IV (7~8月)、精神看護学実習 II (4~5月)、精神看護学実習 III-A (9月)、精神看護学実習 III-B (9月)、クリティカルケア看護学実習 II (5~6月)、クリティカルケア看護学実習 III (6月)、クリティカルケア看護学実習 IV (6~8月)、継続事例実習 (4~9月)、地域助産実習 (7月)、周産期ハイリスク実習 (7~8月)、助産管理実習 (7月)							

亀田医療大学 看護学部・大学院看護学研究科 後期時間割

		1 限	2 限	3 限	4 限	5 限	6 限	7 限	
月	学部	1年生	倫理学 (8コマ)	身体活動論 (8コマ)	心理学 (8コマ)	社会福祉学 (8コマ)	地域の健康と看護 (8コマ)		
		2年生	精神保健看護援助論 (15コマ)	精神保健看護援助論 (15コマ)	学校保健活動論 (8コマ)	公衆衛生看護とヘルスプロモーション (8コマ)	健康支援と社会保障制度 (15コマ)		
		3年生							
		4年生							
	博士前期課程	1年生		看護管理学特別研究 (15コマ) 実践看護学特別研究 (15コマ) ウィメンズヘルス・助産学特別研究 (15コマ)	看護管理学特別研究 (15コマ) 実践看護学特別研究 (15コマ) ウィメンズヘルス・助産学特別研究 (15コマ)	看護管理学特別研究 (10コマ) 実践看護学特別研究 (10コマ) ウィメンズヘルス・助産学特別研究 (10コマ)			
		2年生		看護管理学特別研究 (15コマ) 実践看護学特別研究 (15コマ) ウィメンズヘルス・助産学特別研究 (15コマ)	看護管理学特別研究 (15コマ) 実践看護学特別研究 (15コマ) ウィメンズヘルス・助産学特別研究 (15コマ)	看護管理学特別研究 (10コマ) 実践看護学特別研究 (10コマ) ウィメンズヘルス・助産学特別研究 (10コマ)	クリティカルケア看護学課題研究 (8コマ) エンドオブライフケア学課題研究 (8コマ) ウィメンズヘルス・助産学課題研究 (8コマ)		
		3年生							
		4年生							
火	学部	1年生	ナラティブ表現法 (15コマ)	English II (15コマ)	English II (15コマ)	文化人類学 (8コマ)	地域包括ケアシステム論 (15コマ)		
		2年生	慢性期成人看護援助論 (15コマ)	慢性期成人看護援助論 (15コマ)	小児保健看護学概論 (15コマ)	疫学 I (基礎) (8コマ)	疫学 II (応用) (8コマ)		
		3年生							
		4年生							
	博士前期課程	1年生							
		2年生							
		3年生							
		4年生							
水	学部	1年生	日常生活援助論 (15コマ)	日常生活援助論 (15コマ)	家族社会学 (8コマ)	発達心理学 (15コマ)			
		2年生	看護と法律 (8コマ)	ウィメンズヘルス看護学概論 (15コマ)	在宅看護学 (15コマ)	在宅看護学 (15コマ)			
		3年生							
		4年生	予防と治療の遺伝学 (8コマ)		生涯教育論 (8コマ)		研究ゼミナール II (15コマ)		
	博士前期課程	1年生	コンサルテーション論 (8コマ)	コンサルテーション論 (7コマ)	臨床薬理学 (15コマ)	医療人間学 (15コマ)	医療統計学 (15コマ)	看護管理学特論 II (15コマ) 実践看護学演習 (15コマ) クリティカルケア看護学特論 IV (15コマ) ヘルスプロモーション学特論 (15コマ)	看護管理学特論 III (15コマ) 実践看護学演習 (15コマ) プライマリヘルスケア技術特論 (15コマ)
		2年生							
		3年生							
		4年生							
博士後期課程	1年生						DNP特論 III (15コマ)	DNP特論 IV (15コマ)	
	2年生								
	3年生								
	4年生								
木	学部	1年生	基礎看護技術論 (8コマ)	音楽鑑賞 (15コマ)	哲学 (8コマ)	人間機能学 (形態と機能) (15コマ)	基礎ゼミナール II (15コマ)		
		2年生	看護教育 (8コマ)	高齢者看護学概論 (15コマ)	保健統計 I (基礎) (8コマ)	保健統計 II (応用) (8コマ)	臨床薬理学 I (基礎) (15コマ)		
		3年生							
		4年生	東洋医学 (15コマ)						
	博士前期課程	1年生	ウィメンズヘルス特論演習 (15コマ)	ウィメンズヘルス特論演習 (15コマ)	周産期ケア特論 (15コマ)	がん看護学演習 I (15コマ)	がん看護学演習 I (15コマ)		
		2年生			周産期ケア特論 (15コマ)				
		3年生							
		4年生							
金	学部	1年生	化学 (15コマ)	中国語 II (15コマ)	人間機能学 (形態と機能) (15コマ)	南房総の歴史と未来 (8コマ)	体育 (7コマ)		
		2年生	English III (日常会話-一般) (15コマ)	栄養・生化学 (15コマ)	公衆衛生学 (8コマ)	統計学 (15コマ)			
		3年生							
		4年生		産業保健活動論 (15コマ)					
	博士前期課程	1年生	精神看護学演習 II (15コマ) クリティカルケア看護学演習 I (15コマ) プライマリヘルスケア技術演習 I (15コマ) ウィメンズヘルス教育論 (15コマ)	精神看護学演習 II (15コマ) クリティカルケア看護学演習 I (15コマ) プライマリヘルスケア技術演習 I (15コマ)	精神看護学演習 III (15コマ) クリティカルケア看護学演習 II (15コマ) プライマリヘルスケア技術演習 II (15コマ)	がん看護学演習 II (15コマ) 精神看護学演習 III (15コマ) クリティカルケア看護学演習 II (15コマ) プライマリヘルスケア技術演習 II (15コマ) 周産期診断治療論 (15コマ)	がん看護学演習 II (15コマ)		
		2年生							
		3年生							
		4年生							
土	博士前期課程	1年生	がん看護学特論 IV (15コマ) クリティカルケア看護学演習 III (15コマ)	がん看護学特論 V (15コマ) クリティカルケア看護学演習 III (15コマ)	ケアシステム論 (15コマ)	フィジカルアセスメント (15コマ)	看護教育論 (15コマ)		
		2年生							
		3年生							
		4年生							
	博士後期課程	1年生	看護学研究法特論 I (7コマ) 看護学研究法特論 III (8コマ)	看護学研究法特論 II (15コマ)					
		2年生				DNPプロジェクト演習 (15コマ)			
		3年生			DNPプロジェクト研究 (15コマ)				
		4年生							
学部	実習科目	1年生	基礎看護学臨床実習 I (2月~3月)						
		2年生	基礎看護学臨床実習 II (9月~10月)						
		3年生	領域別実習 (9月~3月)						
		4年生	公衆衛生学実習 II (10月)						
博士前期課程	実習科目	1年生	がん看護学実習 I (2月)、精神看護学実習 I (2~3月)、クリティカルケア看護学実習 I (2月)、助産学実習 I (12月)、助産学実習 II (1月)、助産学実習 III (2~3月)、継続事例実習 (10~3月)						
		2年生	精神看護学実習 IV (11月)、エンドオブライフケア学実習 I (9月~11月)、エンドオブライフケア学実習 II (9月~11月)、エンドオブライフケア学実習 III (9月~11月)						

研究指導の方法とスケジュール (3年間履修者)

年次	学生	指導教員	研究科委員会、その他
1年次	入学前に指導教員の決定と履修相談 履修オリエンテーション 研究課題の探索 研究計画書作成開始	主指導教員の決定 履修相談 研究課題決定のための指導 研究計画書作成の指導	履修オリエンテーションの企画運営 臨床教員の候補者決定(2月)
2年次	研究計画書の提出と発表(10月) 倫理審査委員会への審査 研究倫理審査受審 計画に基づくデータ収集開始 データの分析 論文作成開始	研究計画書の審査実施 計画書発表の指導 研究倫理審査受審の指導 研究実施の指導	副指導教員の決定(4月) 臨床教員の決定 研究計画書審査委員会の設置 研究計画書発表会の企画・運営
3年次	研究論文の提出(12月) 論文一次審査受審(12月) 論文本審査受審・最終試験受験 (1月~2月)	論文審査一次審査(12月) 論文本審査・修了試験の実施(1月から2月) 論文審査報告書の作成・提出(2月)	論文審査委員会の設置 大学院教授会における論文・最終支援の合否判定 修了認定(学位授与)

研究指導の方法とスケジュール（4年間長期履修者）

年次	学生	指導教員	研究科委員会、その他
1 年次	入学前に指導教員の決定と履修相談 履修オリエンテーション 研究課題の探索 研究計画書作成開始	主指導教員の決定 履修相談 研究課題決定のための指導 研究計画書作成の指導	履修オリエンテーションの企画運営 臨床教員の候補者決定（2月）
2 年次 から 3 年次	研究計画書の提出と発表（10月） 倫理審査委員会への審査 研究倫理審査受審 計画に基づくデータ収集開始 データの分析 論文作成開始	研究計画書の審査実施 計画書発表の指導 研究倫理審査受審の指導 研究実施の指導	副指導教員の決定（4月） 臨床教員の決定 研究計画書審査委員会の設置 研究計画書発表会の企画・運営
4 年次	研究論文の提出（12月） 論文一次審査受審（12月） 論文本審査受審・最終試験受験 （1月～2月）	論文審査一次審査（12月） 論文本審査・修了試験の実施（1月から2月） 論文審査報告書の作成・提出（2月）	論文審査委員会の設置 大学院教授会における論文・最終支援の合否判定 修了認定（学位授与）

博士論文の審査プロセス		
	3年間で終了する場合	4年間で終了する場合（長期履修）
入学時	主指導教員の決定	主指導教員の決定
1年次2月	副指導教員・臨床指導教員の選定	副指導教員・臨床指導教員の選定
2年次4月	大学院教授会：副指導教員・臨床教員の決定 ↓	大学院教授会：副指導教員・臨床教員の決定 ↓
2年次10月	研究計画書の提出 以後毎月第1金曜日 大学院教授会：主査・副査の決定 計画書審査委員会の設置 計画書審査：公開審査及び対面審査 計画書審査委員会：条件付き合格の場合、指摘事項を 通知し、再提出後、再審査を行う 大学院教授会：可否の投票 計画書審査合格後、倫理審査申請	研究計画書の提出 以後毎月第1金曜日 大学院教授会：主査・副査の決定 計画書審査委員会の設置 計画書審査：公開審査及び対面審査 計画書審査委員会：条件付き合格の場合、指摘事項を 通知し、再提出後、再審査を行う 大学院教授会：可否の投票 計画書審査合格後、倫理審査申請
2年次3月	倫理審査の承認後、プロジェクト研究の開始	倫理審査の承認後、プロジェクト研究の開始
3年次4月	↓	↓
3年次12月	博士論文提出(12月の第1金曜日) 大学院教授会：主査・副査の決定 計画書審査委員会の設置 一次審査 指摘事項を通知し、再提出後、本審査を行う	
3年次1・2月	博士論文・本審査及び最終試験	
3年次2月	大学院教授会：可否の投票	
3年次3月	学位授与・修了	
4年次12月		博士論文提出(12月の第1金曜日) 大学院教授会：主査・副査の決定 計画書審査委員会の設置 一次審査 指摘事項を通知し、再提出後、本審査を行う
4年次1・2月		博士論文・本審査及び最終試験
4年次2月		大学院教授会：可否の投票
4年次3月		学位授与・修了

亀田医療大学研究倫理審査委員会規則

平成 24 年 5 月 15 日制定
令和 3 年 9 月 27 日 最終改正

(設置)

第 1 条 亀田医療大学（以下「本学」という。）に所属する教授、准教授、講師、助教、助手及び学生等（以下「研究者」という。）が行う人を対象とする研究に関する事項を審議するため、亀田医療大学研究倫理審査委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 前項の規定に関わらず、研究倫理審査委員長が本学における審査を必要と判断した研究（学校法人鉄蕉館に所属する者が行う研究に限る。）について、本規程を準用する。

(審議事項)

第 2 条 委員会は、各種研究倫理指針（「世界医師会ヘルシンキ宣言」、「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」（以下「指針」という。）等及び関連する法律の趣旨に沿って研究計画が適合しているか否か、その他研究に関し必要な事項について審査を行う。特に次の各号に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 研究の社会的及び学術的意義
- (2) 研究分野の特性に応じた科学的合理性
- (3) 研究により得られる利益及び研究対象者への負担その他の不利益の比較考量
- (4) 委員会の独立性及び公正性
- (5) 研究対象者への事前の十分な説明及び自由意思による同意（インフォームド・コンセント）
- (6) 社会的に弱い立場にある者への特別な配慮
- (7) 研究に利用する個人情報等の適切な管理
- (8) 研究の質及び透明性の確保
- (9) その他研究の倫理に関すること

(権限の委任)

第 3 条 亀田医療大学における人を対象とする医学系研究について、理事長は研究機関の長としての権限又は事務を、学長に委任する。

(学長の責務)

第 3 条の 2 学長は組織の代表者として、本学における研究の適正な実施に関する業務を統括する。

(組織)

第 4 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもつて組織する。

- (1) 医学・医療の専門家等、自然科学の有識者
 - ① 看護師資格を有する者 若干人
 - ② 医師資格を有する者 若干人

(2) 倫理学・法学の専門家、人文・社会科学の有識者 若干人

(3) 一般の立場を代表する者 若干人

- 2 委員会は、5名以上の男女両性で構成され、外部委員を複数含まなければならない。
- 3 第1項の委員は、教授会の意見を参考にして、学長が委嘱する。
- 4 第1項に掲げる委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、委員の内、亀田医療大学専任教員から、学長が指名する。
- 3 委員会に副委員長を置く。
- 4 副委員長は、委員長の指名による。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(議事)

第6条 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 委員会は、委員の3分の2以上が出席し、かつ、出席者が第4条第2項の要件を満たさなければ会議を開くことができない。
- 3 審査の判定は、出席委員全員の合意によることを原則とし、次の各号に掲げる表示により行う。この場合において、審査対象研究に係る委員は、審査の判定に加わることができない。
 - (1) 承認
 - (2) 条件付承認
 - (3) 不承認
- 4 前項の判定について、審査の判定に加わることのできる出席委員全員の合意が困難な場合は、審査の判定に加わることのできる出席委員の4分の3以上の意見をもって委員会の意見とする。
- 5 審査経過及び判定結果は、記録として保存し、委員会が必要と認めた場合は、研究の対象となった個人の人権の擁護に留意し、関係者の同意を得て公表することができる。
- 6 委員長は、前項の公表の内容を、あらかじめ学長に報告するものとする。

(委員以外の者の出席)

- 第7条 委員長が必要と認める場合は、委員以外の者を出席させて意見を聞くことができる。
- 2 委員長は、申請者を委員会に出席させ申請内容等を説明させるとともに、意見を述べさせることができる。

(専門委員)

- 第8条 専門の事項を調査検討するため、委員会に専門委員を置くことができる。
- 2 専門委員は、当該専門の事項に関する学識経験者のうちから委員長が委嘱する。
 - 3 専門委員は、調査検討を終了したときは、その結果を委員会に報告するものとする。
 - 4 委員会が必要と認めたときは、専門委員を委員会に出席させ、討議に加えることができる。この場合において、専門委員は、審議の判定に加わることはできない。

(事務)

第9条 委員会に関する事務は、委員会の協力を得て総務課が担当する。

(遵守事項)

第10条 研究に関し、この規程に記載していない事項は、全て指針に準拠する。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規程は、平成24年5月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年6月13日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年4月24日から施行し、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年11月29日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年9月27日から施行し、令和3年6月30日から適用する。

亀田医療大学研究倫理審査委員会規則に関する細則

平成 26 年 4 月 1 日制定

令和 5 年 10 月 1 日最終改正

(趣旨)

第 1 条 この細則は、亀田医療大学研究倫理審査委員会規則（以下「委員会規則」という。）

第 2 条に基づく審査を適正・迅速に行うための具体的手続きを示すために定めるものとする。

- 2 本細則を解釈・運用する際には、「世界医師会ヘルシンキ宣言」並びに「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」（文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示）等の指針及び関連する法律に準拠する。

(審査等)

第 2 条 申請者は、人を対象とする研究を行う場合は、亀田医療大学研究倫理審査委員会（以下「委員会」という。）に審査を申請し、学長の承認を得なければならない。

- 2 委員会への審査申請は、「所定の書類」に必要事項を記載し、「その他必要な書類」を添付した上で委員長に提出することにより行う。

- 3 前項に規定する「所定の書類」は、次に掲げるものとする。

- (1) 研究倫理審査申請書（様式 1）
- (2) 「臨床研究に係わる利益相反」自己申告書（第一次報告）（様式 2）

- 4 第 2 項に規定する「その他必要な書類」は、次に掲げるものとする。

- (1) 研究計画書
- (2) 倫理研修受講証明書
- (3) 同意説明書、同意書、質問紙、インタビューガイド等その他研究実施に必要な書類

- 5 「臨床研究に係わる利益相反」自己申告書（第一次報告）（様式 2）の回答結果に基づき、委員会が必要と判断した場合、委員会は、利益相反管理委員会に提出された利益相反自己申告書に基づき利益相反に関する審査を行う。

- 6 学長は、審査終了後速やかに、審査の判定結果を審査結果通知書（様式 4）により、申請者に通知しなければならない。この場合において、委員長は、委員会の審査の判定結果を、申請者に代わりあらかじめ学長に報告（様式 3）しなければならない。

- 7 前項の報告に当たり、審査の結果が委員会規則第 6 条第 3 項第 2 号又は第 3 号に該当する場合は、その理由等を併せて報告するものとする。

- 8 学長から研究承認を受けた後、研究計画を変更する場合、申請者は研究計画変更申請書（様式 5）を委員長に提出しなければならない。

- 9 学長から研究承認を受けた後、研究を終了又は中止する場合、申請者は研究終了（中止）報告書（様式6）を委員長に提出しなければならない。
- 10 学長から研究承認を受けた研究の研究期間が数年に及ぶ場合には、申請者は一年に一回の頻度で、研究中間報告書（様式7）を委員長に提出しなければならない。
- 11 書類の提出先は、大学事務局研究倫理審査委員会担当（以下「事務局」という。）とする。

（迅速審査）

- 第2条の2 第2条の規定にかかわらず、研究倫理審査を承認された者が承認された研究等の変更をする場合又は多機関共同研究であって既に当該研究の全体について他の研究倫理審査を受審しその実施について適当である旨の意見を得ている場合は、委員会に代えて委員長及び委員1名による審査を経て、学長の承認を得るものとする。この場合において、委員長は申請について直近の研究倫理審査委員会で報告しなければならない。
- 2 多機関共同研究であって既に当該研究の全体について他の研究倫理審査を受審しその実施について適当である旨の意見を得ている場合、申請者は第2条第2項から第4項に定める書類に代えて、迅速審査申請書（様式8）に必要事項を記載し、「所定の書類」を添付した上で委員長に提出することとする。
 - 3 前項に規定する「所定の書類」は、次に掲げるものとする。
 - (1) 他機関で適当である旨の意見を得ている研究倫理審査申請書類一式
 - (2) (1)に係る研究倫理審査結果通知書又はこれに類するもの
 - (3) その他審査に必要と考えられる書類
 - 4 研究倫理審査を承認された者が、承認された研究等の変更をする場合において、委員長に提出すべき書類は、次に掲げるものとする。
 - (1) 研究計画変更申請書（様式5）
 - (2) 変更に係る研究計画書その他の書類（変更箇所を見え消しにしたもの）
 - 5 委員長又は委員が、申請されたものについて迅速審査では審査が困難であると判断したとき、通常の審査を行う。この場合、原則として提出された書類で審査を行う。
 - 6 迅速審査結果の通知については、迅速審査結果報告書（様式9）を用いることとする。

（軽微な変更）

- 第2条の3 前条に規定する研究倫理審査を承認された研究等の変更をする場合のうち、次に掲げる事項は、軽微な変更として取り扱うこととする。
- (1) 研究責任者の職名変更、所属長の変更又は指導教員の変更
 - (2) 研究実施機関の小規模な追加又は削除
 - (3) 研究対象者の小規模な増加又は削減
 - (4) 研究期間延長などの計画の根本に関わらない研究計画の変更

- (5) 内容の変更を伴わないなどの研究対象者に不利益が及ばない同意説明文書等の変更
- 2 前項の軽微な変更を行う場合は、研究計画変更報告書(様式5-2)を委員長に提出することとする。
- 3 委員長が申請されたものについて軽微な変更として困難であると判断したときは、通常もしくは迅速審査となるが、原則として提出された書類で審査を行うものとする。
- 4 学長は、判定終了後速やかに、研究計画の実施許可を研究計画変更実施許可通知書(様式15)により、申請者に通知しなければならない。この場合において、委員長は、委員会の審査の判定結果を、申請者に代わりあらかじめ学長に報告(様式3)しなければならない。

(多機関共同研究に関する審査等)

第2条の4 多機関共同研究を実施するときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める手続を行うものとする。

(1) 申請者が当該研究実施体制における研究統括者(研究代表者)の場合

申請者は、当該研究について、一括審査(多機関共同研究に係る研究計画書について1つの倫理審査委員会により行われる審査をいう。以下同じ。)を行う場合は、第2条を準用する。但し、第2条第3項第2号の次に次の1号を加える。

(2) 一括審査依頼状(様式1-2)(当該研究を実施する全研究機関分)

委員長は、審査の判定結果を、申請者に報告(様式3)しなければならない。

(3) 申請者が当該研究実施体制における研究分担者(本学における研究責任者)の場合

ア 他の研究機関(研究代表者の所属機関)において一括審査を実施する場合

学長は、他の研究機関(研究代表者の所属機関)へ一括審査の実施を依頼するため、一括審査依頼状その他の必要な書類を、当該他の研究機関へ提出する。提出する書類について当該他の研究機関による指定がある場合は、その指示に従う。この提出を行うため、申請者は、一括審査依頼申請書(様式1-3)を委員長に提出するものとする。

一括審査終了後、申請者は審査結果を含む当該研究の実施に必要な書類を委員長に提出する。

学長は、一括審査の結果に基づき当該研究の実施について、許可を与えるものとする。

イ 他の研究機関(研究代表者の所属機関)において一括審査を実施しない場合

申請者は、既に当該研究の全体について他の研究機関の倫理審査委員会の審査を受け、その実施について適当である旨の意見を得ている場合で研究等の変更がある場合は、第2条の2を準用する。

(事例報告に関する審査等)

第2条の5 学会・論文等に事例報告を行うにあたり、学長の実施許可が必要な場合には、以下の手続を行うものとする。

- 2 申請者は、「所定の書類」に必要事項を記載し、「その他必要な書類」を添付した上で委員長に提出するものとする。
- 3 前項に規定する「所定の書類」は、次に掲げるものとする。
 - (1) 事例報告申請書（様式14）
 - (2) 事例報告チェックリスト
- 4 第2項に規定する「その他必要な書類」は、次に掲げるものとする。
 - (1) 学会抄録
 - (2) 事例報告同意説明書、同意書等、その他事例報告の実施に必要な書類
- 5 提出書類は、委員長の確認を経て、学長の実施許可を得るものとする。
- 6 学長は、実施許可の判定結果を実施許可通知書（様式4）により、申請者に通知しなければならない。
- 7 委員長は実施許可について、直近の研究倫理審査委員会で報告しなければならない。

（開催手続）

- 第3条 委員会は、必要な月に開催する。申請者は、委員会開催1か月程度前の所定の日までに、書類を提出する。
- 2 事務局員は、必要書類を申請者から受け取ったとき、事前審査担当の委員に配付する。
 - 3 事前審査の結果、承認あるいは不承認の場合は、事務局に報告する。修正の上再提出の必要がある場合に、委員長は申請者に修正依頼を行う。申請者が修正申請書類を提出したとき、事務局員は事前審査済申請書、チェックリスト及び修正済申請書等の書類一式を確認し、委員長に報告する。委員長が委員会での審査を許可した後に各委員に配付する。
 - 4 原則として申請者（本学大学院生を含む）は当該事案における委員会に出席し、審査書類の説明を行うものとする。ただし、委員長が事前審査の結果から、委員会での説明の必要がないと判断した場合には、出席を免除する。
 - 5 開催日の連絡、日程調整等の、開催に関する事務手続きは、事務局が遂行する。

（担当者による事前審査）

- 第4条 申請書類コピーの配付後、事前審査担当者は、特に審査すべき項目の整理及び申請者出席の判断その他審査に必要な事項について検討・判断する。
- 2 事前審査担当者は、亀田医療大学専任教員の委員より、審査申請1件に対して2名選出する。
 - 3 事前審査担当者の選出は、委員長の指名による。
 - 4 事前審査結果の通知については事前審査結果報告書（様式10）を用いる。
 - 5 事前審査終了後、委員長が、修正、申請者の委員会出席等を依頼する。
 - 6 事前審査の結果を受けて「所定の書類」および「その他必要な書類」を修正する場合は、それらの書類への申請者以外の押印を不要とする。

7 異議申立てがなされた際の事前審査は、申請時の事前審査を担当した委員が実施する。

(委員会の業務)

第5条 委員会は、研究計画について審査を行う。審査は、事前審査の結果を参酌して実施する。

2 委員会は、審査を適正に実施し、その記録を作成する。

3 委員会は、1年以上にわたる研究の場合には、研究が倫理指針に適合し、適切に実施されているか否かを含めた進行状況を把握するために、1年に1回の頻度で申請者に中間報告を義務づける。なお、必要な場合には研究状況を調査する。

(異議申立て)

第6条 申請者は、委員会の審査結果に異議があるとき、異議を申し立てることが出来る。

2 前項の申立ては、所定の様式(様式11)に必要事項を記載し、委員長に提出することにより行う。

3 異議申立てがなされた場合、委員会は、委員会を開催し、再審査を行う。

4 委員会は、前項の委員会に申請者を列席させ、口頭で異議を述べさせることができる。

5 学長は、再審査終了後速やかに、再審査の判定結果を再審査結果通知書(様式13)により、申請者に通知する。この場合において、委員長は、通知の内容をあらかじめ学長に報告(様式12)する。

(やむを得ない場合の逸脱及び変更)

第7条 申請者は、研究対象者の危険を回避するなど、やむを得ない事情がある場合には、研究計画からの逸脱をすることができる。その場合、申請者は早急に事実を委員会に伝え、研究計画からの逸脱又は変更についての承認を得なければならない。

(記録の提出及び保存)

第8条 委員会に提出された書類、議事録、申請者への通知文書の写し及び「その他必要な書類」(以下「委員会に提出された書類等」という。)は、各号のいずれか遅い日までの期間保存する。

(1) 研究終了あるいは中止後5年間

(2) 最終公表後3年間

2 委員会に提出された書類等の保存は、書面又は電磁的記録(スキャナ等により読み取って作成した電磁的記録を含む。)により行う。

3 委員会が必要と認めたときは、研究等の記録の提出を求めることがある。また記録保存に関する事務は、事務局が遂行する。

(守秘義務)

第 9 条 委員及び事務局員が研究倫理審査に関して知り得た情報のうち、研究対象者の人権、研究の独創性、知的財産権又は競争上の地位の保全のため公開すべきでない情報は、一切外部に漏えいしてはならない。委員及び事務局員を退いた後も同様とする。

(情報公開)

第 10 条 指針等で公表が義務付けられた情報及び情報の公開が適当であると判断される情報は、公表する。

2 公表する方法及び内容は、指針等の定めるところとする。

(電磁的方法による提出)

第 11 条 本細則に基づく書類の提出は、電磁的方法によることができる。電磁的方法により提出する場合は、押印を省略することができる。

2 研究倫理審査申請書を電磁的方法により提出する場合は、所属長押印に替えた方法により所属長の承認を証明しなければならない。一括審査依頼状その他の書面における申請者以外の意思を確認する必要がある場合も同様とする。

附 則

本細則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本細則は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

本細則は、平成 27 年 9 月 10 日から施行する。

附 則

本細則は、平成 29 年 6 月 8 日から施行する。

附 則

本細則は、平成 30 年 7 月 5 日から施行する。

附 則

本細則は、令和元年 11 月 29 日から施行する。

附 則

本細則は、令和 2 年 8 月 20 日から施行する。

附 則

本細則は、令和 3 年 1 月 28 日から施行する。

附 則

本細則は、令和 3 年 9 月 27 日から施行し、令和 3 年 6 月 30 日から適用する。

附 則

本細則は、令和 4 年 9 月 16 日から施行する。

附 則

本細則は、令和 5 年 4 月 6 日から施行する。

附 則

本細則は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

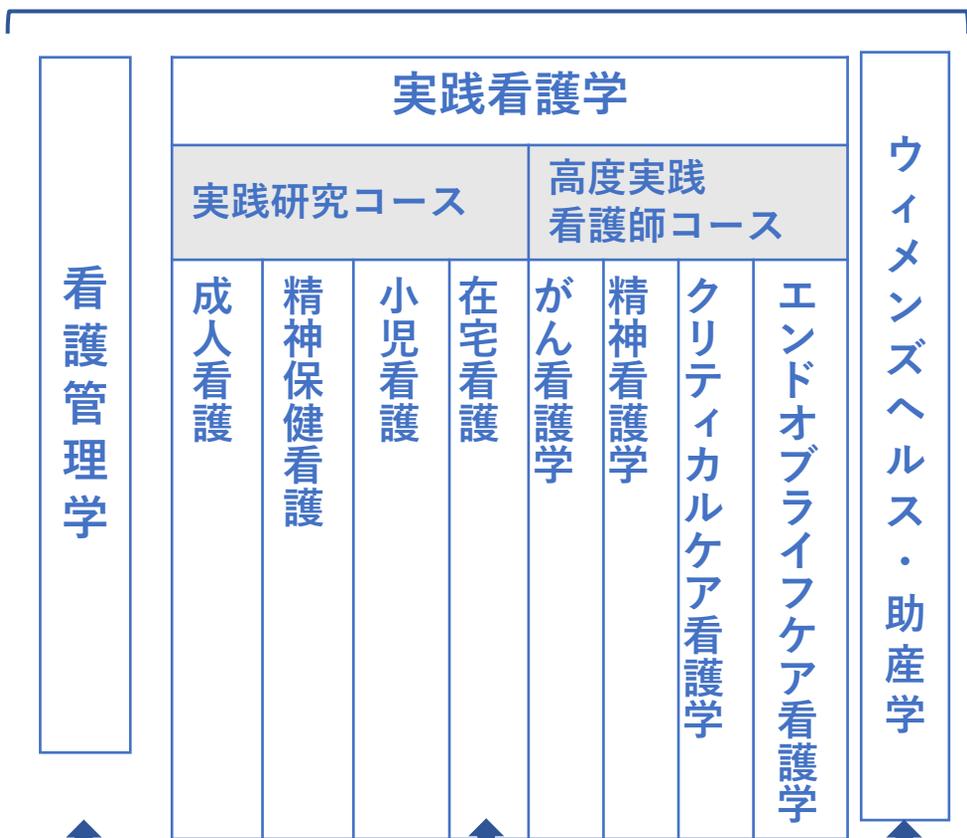
学部教育と大学院教育の関連

大学院看護学研究科
博士後期課程

看護学専攻
実践看護学 (DNPコース)



大学院看護学研究科
博士前期課程



看護学部看護学科



学校法人鉄蕉館 就業規則

(平成22年4月1日制定)
(平成25年3月27日一部改正)
(平成27年4月1日一部改正)
(平成28年1月1日一部改正)
(平成29年10月1日一部改正)
(平成31年4月1日一部改正)
(令和4年4月1日一部改正)

※第1章省略

第2章 人 事

(定年)

第23条 職員の定年は、次の各号のとおりとする。

(1) 教育職員の定年は、65歳とする。

(2) 前号以外の職員の定年は、60歳とする。

2 定年による退職の日は、定年に達した日以降における最初の3月31日とする。

3 職務等によっては、定年を延長することがある。

4 第1項に定める定年年齢を超えて雇用されている職員の定年は、次の各号のとおりとする。

(1) 教育職員の定年は、75歳とする。

(2) 前号以外の職員の定年は、70歳とする。

※第3章から第9章省略

第10章 付 則

(年俸契約者等の取扱)

第103条 年俸契約者について、別に定める規定並びに個別契約で特に定めた事項がある場合はこの規則の限りではない。

教育職員実施組織：教員一覧

調書 番号	氏 名	開設時 年齢	103 条適用の 有無(年俸制)	教育職員としての契約期間
①	田中 美恵子		○	開設時から、2028 年 3 月 31 日 まで
②	休波 茂子		○	開設時から、2028 年 3 月 31 日 まで
3	大野 知代		○	開設時から、2028 年 3 月 31 日 まで
4	伊藤 隆子		○	開設時から、2028 年 3 月 31 日 まで
5	志村 千鶴子		○	開設時から、2028 年 3 月 31 日 まで
6	長江 弘子		○	開設時から、2028 年 3 月 31 日 まで
③	鶴岡 章子		○	開設時から、2028 年 3 月 31 日 まで
④	岡本 明美		—	開設時から、就業規則第 23 条によ る定年
9	足立 智孝		○	開設時から、2033 年 3 月 31 日 まで
⑤	川上 裕子		—	開設時から、就業規則第 23 条によ る定年
13	千葉 恵子		—	開設時から、就業規則第 23 条によ る定年
14	高野 海哉		—	開設時から、就業規則第 23 条によ る定年

亀田医療大学教員研究費規程

(平成 24 年 3 月 23 日制定)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、亀田医療大学（以下「本学」という。）の専任教育職員（以下「専任教員」という。）の研究活動を促進し、学術研究の振興を図るため、専任教員の教員研究費の支給等に関する取扱いについて定めるものとする。

(対象者)

第 2 条 教員研究費の交付の対象となる専任教員は、教授、准教授、講師、助教及び助手とする。ただし、休職及び休業期間中の者は教員研究費の交付の対象から除く。

(研究費の種類)

第 3 条 教員研究費は、教員個人研究費及び特別研究費とする。

- 2 教員個人研究費は、教員が一人で行う研究に対する研究費とし、各教員に交付するものとする。
- 3 特別研究費は、複数の教員が共同して行うプロジェクト研究を推進するための研究費、国際学会等に参加する場合の旅費及び教員個人研究費追加配分とする。なお、研究計画書等の審査により交付するものとし、共同して行うプロジェクト研究については研究代表者に交付するものとする。
- 4 前項の特別研究費は、学長裁量経費として取り扱う。学長裁量経費は、学長のリーダーシップの下、今後の発展が期待できるテーマを支援し、教育研究活動の一層の活性化を目的として選定する。

(研究費)

第 4 条 教員個人研究費の職種別の支給額は、別表 1 のとおりとする。

- 2 特別研究費の支給額は、別に定める。

(使途対象)

第 5 条 教員研究費の使途対象は、本人の専門分野における研究に使用されるもので、次の各号に該当するものとし、具体的な支出科目については、別に定める。ただし、本人の専攻から外れた一般的教養を高めるためのものは除外する。

- (1) 図書・機械器具・消耗品
- (2) 調査・資料収集等する場合の国内外旅費
- (3) 研究補助目的で使用するアルバイト費

- (4) 学会への入会金・年会費、参加費、講習受講料等の経費
- (5) その他、研究のための支出であると認められるもの

(支払い方法)

第6条 前条第1号、第3号及第5号に該当する使途対象についての教員研究費の支払方法は、大学が直接業者に支払う業者払と、本人の立替分を大学が本人に支払う立替払のいずれかとする。

- 2 前条第2号に該当する国内外旅費についての教員研究費の支払方法は、学校法人鉄蕉館国内(外)出張規程に基づき、大学が本人に支払うものとする。
- 3 前条第4号に該当するアルバイト費についての個人研究費の支払い方法は、勤務表請求書に基づき、大学がアルバイト者の口座に支払うものとする。

(購入物件の帰属)

第7条 教員研究費により購入した図書・機械器具・消耗品等については、大学に帰属するものとする。なお、教員として在籍中は、各自がこれを管理するものとする。

- 2 教員が他の研究機関に転出することとなった場合に、当該教員が教員研究費にて購入した図書・機械器具等を継続使用することを希望するときは教員研究費購入品譲与申請書(別紙様式1)にて事務局長の承認を条件とし、当該教員にその図書・機械器具等を譲与するものとする。ただし、これらの搬送等に要する経費については、本学は負担しないものとする。

(教員研究費の使用期間)

第8条 教育研究費の使用期間は、4月1日から翌年3月31日までの間とし、予算残額は、次年度に限り、別に定める職種別の当該年度支給額の5割を上限として、繰り越すことができるものとする。

- 2 教員個人研究費の繰り上げ使用は、原則として認めない。ただし、当該年度支給額及び前年度からの繰越額の合計額を越えて使用せざるを得ない真にやむを得ない事情がある場合には、5万円の範囲内で翌年度支給額の繰り上げ使用を認めるものとする。この場合、当該繰り上げ使用額については、翌年度支給額から減額するものとする。

(私費の一部充当の禁止)

第9条 教育個人研究費の使用限度額に私費を充当して、購入することはできない。

(教育個人研究費の支出)

第10条 教育個人研究費の支出は、請求に基づき財務課が行う。

(その他)

第11条 この規程に定めるもののほか、教員研究費の支給等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成25年3月5日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年1月19日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年5月31日から施行し、令和元年5月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和2年1月28日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

別表 1 (第 4 条関係)

職位毎支給額

教授	400,000 円
准教授	300,000 円
講師	250,000 円
助教	200,000 円
助手	100,000 円

尚、期中に入職した場合、支給額は入職月より年度末まで月割で按分するものとする。

教 員 研 究 費 購 入 品 譲 与 申 請 書

年 月 日

亀田医療大学 事務局長殿

研 究 者
所 属
氏 名 印

研究費にて購入した物品等について譲与いただきたく、下記のとおり申請します。

記

1. 譲与の内訳	別紙参照
2. 譲与の理由、研究の内容等	
3. 譲与希望日	・希望日 年 月 日
4. 備考	

以上

所属長

亀田医療大学学長裁量経費の配分方針

令和元年 5 月 31 日

(学長裁量経費)

第 1 円滑で弾力的な運営を行うため、教育研究活動の充実発展に必要な経費や教育の充実強化に必要な経費について、学長の裁量で執行する予算(学長裁量経費)を確保し配分する。

(対象とする経費)

第 2 学長裁量経費は、次の経費区分による。

(1) 特別研究費

- ① 共同プロジェクト研究費(共同プロジェクト研究を推進するための準備に必要な経費を含む(例えば、科研費プロジェクトの Seed Money))
- ② 国際学会等の参加旅費
- ③ 教員個人研究費の追加配分、特に若手教員(准教授、講師、助教及び助手)の研究支援経費

(2) 教育内容・方法の改善充実に必要とする経費

(3) その他、大学運営に学長が特に必要と認めた経費

(配分計画)

第 3 学長裁量経費の予算配分は、第 2(1)から(3)の区分に応じ 3 等分して計画する。

2 第 2 の(1)特別研究費の申請手続き等の取扱いについては、第 4 以下に定める。

3 第 2 の(2)、及び(3)の経費については、学長が全学の状況を勘案して執行する。

(特別研究費の申請手続き等)

第 4 第 2 の(1)の特別研究費の配分を希望する者は、特別研究費申請書(別紙様式)を毎年 4 月 30 日までに学長に提出するものとする(平成 25 年度は、10 月 31 日まで)。

(1) 特別研究費の配分額は、一人、又は一プロジェクト当たり、10 万円を上限とする。

(2) 特別研究費の使用は、年度内に使用するものとし、原則として次年度への繰り越しは認めないが、やむをえない理由がある場合は 1 年間に限り繰り越しを認める。繰り越しを行う場合は、特別研究費使用延伸願(別紙様式)を提出することとする。

(3) 複数の申請があり、申請額の合計が特別研究費予算額を上回る場合は、申請額の減額等を行う。

(4) 特別研究費申請書には、次の項目を記載するものとする。

- ①提出年月日、氏名、所属グループ
- ②研究計画書（研究予算見積書）
- ③個人研究費の使用状況
- ④追加申請の目的、用途、配分希望額

（特別研究費の配分）

第5 学長は、特別研究費の申請については、大学運営・質保証推進会議の意見を聞いて、採択の可否及び配分額を決定する。

（特別研究経費の採択基準）

第6 特別研究経費の採択基準は、次のとおりとする。

- (1) 第2の(1)の①から③に当てはまるものであること
- (2) 研究のテーマ・内容が
 - ① 今後の発展が期待できるものであること、及び
 - ② 教育研究活動の一層の活性化に資するものであること
- (3) 科学研究費助成事業等の外部資金に応募実績のある者を優先すること

（使用報告）

第7 特別研究経費の配分を受けた者は、年度末（3月31日）までに研究成果及びその使用状況を学長に報告（別紙様式）しなければならない。

附 則

この規則は、令和3年11月11日から施行する。

亀田医療大学総合研究所規程

(平成25年4月1日制定)

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、亀田医療大学学則第4条の2の規定に基づき、亀田医療大学（以下「大学」という。）に、保健、医療、福祉等に関する分野の研究を啓発、促進及び発展させるため、亀田医療大学総合研究所（以下「研究所」という。）の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(事業)

第2条 研究所は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 保健、医療、福祉等に関する研究・調査及びその支援
- (2) 保健、医療、福祉等に関する資料の収集・整理
- (3) 研究成果の刊行
- (4) 研究会、講演会等の開催
- (5) 亀田医療大学における研究不正防止計画推進
- (6) その他研究所の目的達成に必要と認める事業

(所長)

第3条 研究所に所長を置き、所長は、研究所を代表し、その業務を統括する。

- 2 所長は、原則として教授の中から、理事長が選考する。
- 3 所長の任期は2年とし、再任を妨げない。

(組織)

第4条 研究所に、次に掲げる部及び室を置く。

- (1) 研究部
- (2) 臨床研究支援室
- (3) 生命倫理研究室
- (4) 事務室

(運営委員会)

第5条 研究所に、重要事項を審議するため、研究所運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

- 2 運営委員会は、次に掲げる者をもって構成する。
 - (1) 所長

- (2) 研究員のうち所長が指名する者 若干名
 - (3) 大学の専任教員のうち学長が指名する者 若干名
 - (4) 学外の学識経験者のうち所長が推薦し学長が委嘱する者 若干名
 - (5) 臨床研究支援室室長
 - (6) 生命倫理研究室室長
 - (7) その他学長が指名する者
- 3 運営委員会に委員長を置き、所長をもって充てる。
- 4 第2項第2号、第3号、第4号及び第7号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(審議事項)

第6条 運営委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 研究所の事業計画に関する事項
- (2) 予算及び決算に関する事項
- (3) 客員研究員等の選考に関する事項
- (4) 亀田医療大学における研究不正防止計画推進に関する事項
- (5) その他所長が必要と認める事項

(運営委員会の運営)

第7条 運営委員会は、必要に応じ委員長が招集し、その議長となる。

- 2 運営委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。
- 3 運営委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(委員以外の出席)

第8条 運営委員会には、必要に応じ委員以外の者の出席を求め意見を聴くことができる。

(総合研究所実務者会議)

第9条 研究所に、具体的な研究所の運営について審議するため、総合研究所実務者会議(以下「実務者会議」という。)を置く。

- 2 実務者会議は、次に掲げる者をもって構成する。
 - (1) 所長
 - (2) 臨床研究支援室室長
 - (3) 生命倫理研究室室長
 - (4) 臨床研究支援室室員 若干名
 - (5) 生命倫理研究室室員 若干名
 - (6) その他研究所所長が指名する者 若干名

- 3 実務者会議に議長を置き、所長が指名する者をもって充てる。
- 4 第1項第6号の構成員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(審議事項)

第10条 実務者会議は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 運営委員会審議事項の実施に係る具体的事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、研究所の事業遂行のため必要な具体的事項
- (3) その他所長が必要と認める事項

(実務者会議の運営)

第11条 実務者会議は、必要に応じ議長が招集する。

- 2 実務者会議は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。
- 3 実務者会議の議事は、出席構成員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

(構成員以外の出席)

第12条 実務者会議には、必要に応じ構成員以外の者の出席を求め意見を聴くことができる。

第2章 研究部

(研究部)

第13条 研究部は、第2条に掲げる事業のうち、保健、医療、福祉等に関する研究・調査業務を行う。

- 2 研究部に、研究員を置く。
- 3 前項に掲げる者のほか、客員研究員、研究補助者、その他必要な職員を置くことができる。
- 4 研究補助者は、研究の補助的業務に従事する。

(研究員)

第14条 研究員は、原則として専任教員及び助手の中から所長が推薦し、学長が指名する。

- 2 研究員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(客員研究員)

第15条 客員研究員は、第2条に掲げる事業の推進に資する学外の研究者とし、運営委員会の議を経て所長が推薦し、学長が承認する。

- 2 客員研究員の任期は2年とし、再任を妨げない。

第3章 臨床研究支援室

(臨床研究支援室)

第16条 研究所に、臨床研究支援室を置く。

- 2 臨床研究支援室は、第2条に掲げる事業のうち、保健、医療、福祉等に関する研究・調査の支援及び資料の収集・整理業務を行う。

(臨床研究支援室室長)

第17条 臨床研究支援室に室長を置く。

- 2 室長は、学長が指名する者をもって充てる。
- 3 室長は、臨床研究支援室を代表し、その業務を統括する。

(臨床研究支援室室員)

第18条 臨床研究支援室に室員を置くことができる。

- 2 室員は、学長が指名する者をもって充てる。
- 3 室員は、臨床研究支援室の業務を執り行う。

(任期)

第19条 室長及び室員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合に補充される室長の任期は、前任者の残任期間とする。

第4章 生命倫理研究室

(生命倫理研究室)

第20条 研究所に、生命倫理研究室を置く。

- 2 生命倫理研究室は、大学内外からの研究倫理及び生命倫理に関する諮問に対し、答申をする業務を行う。

(生命倫理研究室室長)

第21条 生命倫理研究室に室長を置く。

- 2 室長は、学長が指名する者をもって充てる。
- 3 室長は、生命倫理研究室を代表し、その業務を統括する。

(生命倫理研究室室員)

第22条 生命倫理研究室に室員を置くことができる。

- 2 室員は、学長が指名する者をもって充てる。

3 室員は、生命倫理研究室の業務を執り行う。

(任期)

第23条 室長及び室員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合に補充される室長の任期は、前任者の残任期間とする。

第5章 雑則

(事務室)

第24条 研究所の事務は、事務室が遂行する。

2 事務室に、事務職員を置く。

3 事務職員は、研究所の事務を掌理する。

4 事務職員は、研究所全般の事務を掌理する職員のほか、専ら臨床研究支援室又は生命倫理研究室の事務を掌理する職員を置くことができる。

5 第3項の規定にかかわらず、研究所の事務について、大学事務職員その他の研究所事務職員以外の者が遂行することがある。

(雑則)

第25条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年6月20日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年6月8日から施行する。

附 則

この規程は、令和2年10月15日から施行する。

亀田総合病院等臨床看護教育研究センター規程

(令和 5 年 4 月 1 日制定)

第 1 章 総則

(趣旨)

第 1 条 この規程は、亀田総合病院、亀田クリニック、亀田リハビリテーション病院（以下、「病院」という。）に、臨床看護に関する教育研究を啓発、促進及び発展させるため、亀田総合病院等臨床看護教育研究センター（以下、「センター」という。）を置き、その設置及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業)

第 2 条 センターは、前条の目的を達成するため、亀田医療大学（以下、「大学」という）の支援を受け、次の事業等を行う。

(1) 臨床看護に関する教育事業（現任教育および臨床実習指導に関する教育を含む）の実施およびその支援

(2) 臨床看護に関する研究・調査及びその支援

(3) 教育事業の報告会、講演会の開催

(4) 研究事業の報告会、講演会の開催

(5) センターの事業計画に関する事項

(6) センターの事業報告書に関する事項

(7) 予算および決算に関する事項

(8) その他センターの目的達成に必要と認める事項

(センター長)

第 3 条 センターにセンター長を置き、センター長は、センターを代表し、その業務を統括する。

2 センター長は、看護部長が務めるものとする。

3 センター長の任期は、看護部長の任期と同一とする。

(副センター長)

第 4 条 センターには副センター長 2 名を置き、センター長を補佐するものとする。

2 副センター長は、原則として看護部及び大学からセンター長が選考し、理事長が任命又は委嘱するものとする。

3 センター長に事故あるとき、またはセンター長が欠けたとき、病院所属の副センター長がその職務を代行するものとする。

4 副センター長の任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、センター長の任期を超えることは出来ない。

(組織)

第5条 センターに、次に掲げる部および室を置く。

- (1) 臨床看護教育部門
- (2) 臨床看護研究部門
- (3) 事務室

2 臨床看護教育部門、臨床看護研究部門には各々部門長を置き、事務室には室長を置く。部門長及び室長は、看護部又は大学からセンター長が選考し、理事長が任命又は委嘱するものとする。

- 3 センターの事務は事務室が遂行する。
- 4 事務室に事務職員を置く。
- 5 事務職員はセンターの事業を掌理する。

(運営委員会)

第6条 センターに、重要事項を審議するため、センター運営委員会（以下、「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 看護部副部長（センター長が指名する）
- (4) 大学看護学部長
- (5) 臨床看護教育部門長
- (6) 臨床看護研究部門長
- (7) 病院経営企画部部長
- (8) 大学事務局長
- (9) 病院外の学識経験者のうちセンター長が指名する者 若干名
- (10) その他センター長が指名する者

3 運営委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

4 第2項第9号及び第10号の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、センター長の任期を超えることは出来ない。

(運営委員会の運営)

第7条 運営委員会は、必要に応じセンター長が招集し、その議長となる。

2 運営委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

3 運営委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(委員以外の出席)

第8条 運営委員会には、必要に応じて委員以外の者の出席を求め意見を聴くことができる。

第2章 臨床看護教育部門

(臨床看護教育部)

第9条 臨床看護教育部門は、第2条に掲げる事業等のうち、臨床看護に関する教育事業を実施する。

- 2 臨床看護教育部門に部員を置く。
- 3 部員は、看護部及び大学から、センター長が指名するものとする。所属が大学の場合は、理事長が委嘱するものとする。
- 4 前項に掲げる者のほか、必要な職員を置くことができる。

第3章 臨床看護研究部門

(臨床看護研究部)

第10条 臨床看護研究部門は、第2条に掲げる事業等のうち、臨床看護に関する研究・調査事業を実施及び支援する。

- 2 臨床看護研究部門に部員を置く。
- 3 部員は、看護部及び大学から、センター長が選考するものとする。所属が大学の場合は、理事長が委嘱するものとする。
- 4 前項に掲げる者のほか、必要な職員を置くことができる。

第4章 雑則

(雑則)

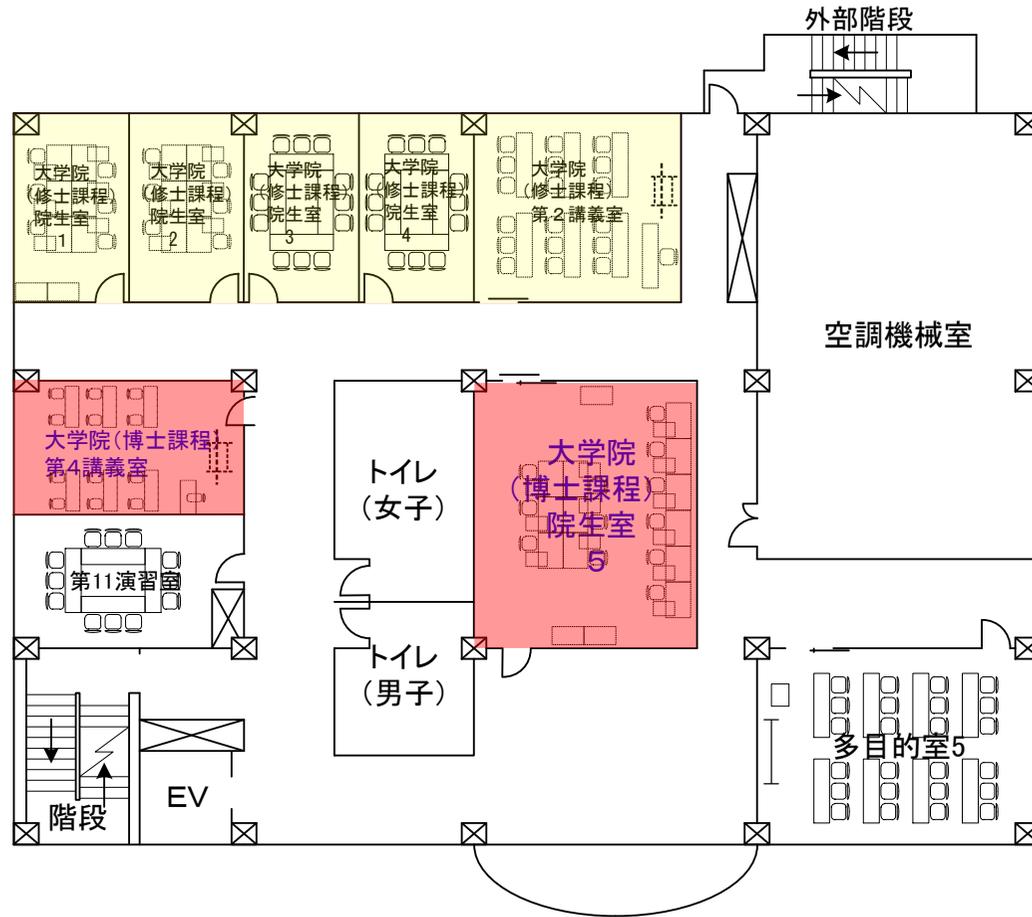
第11条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附則

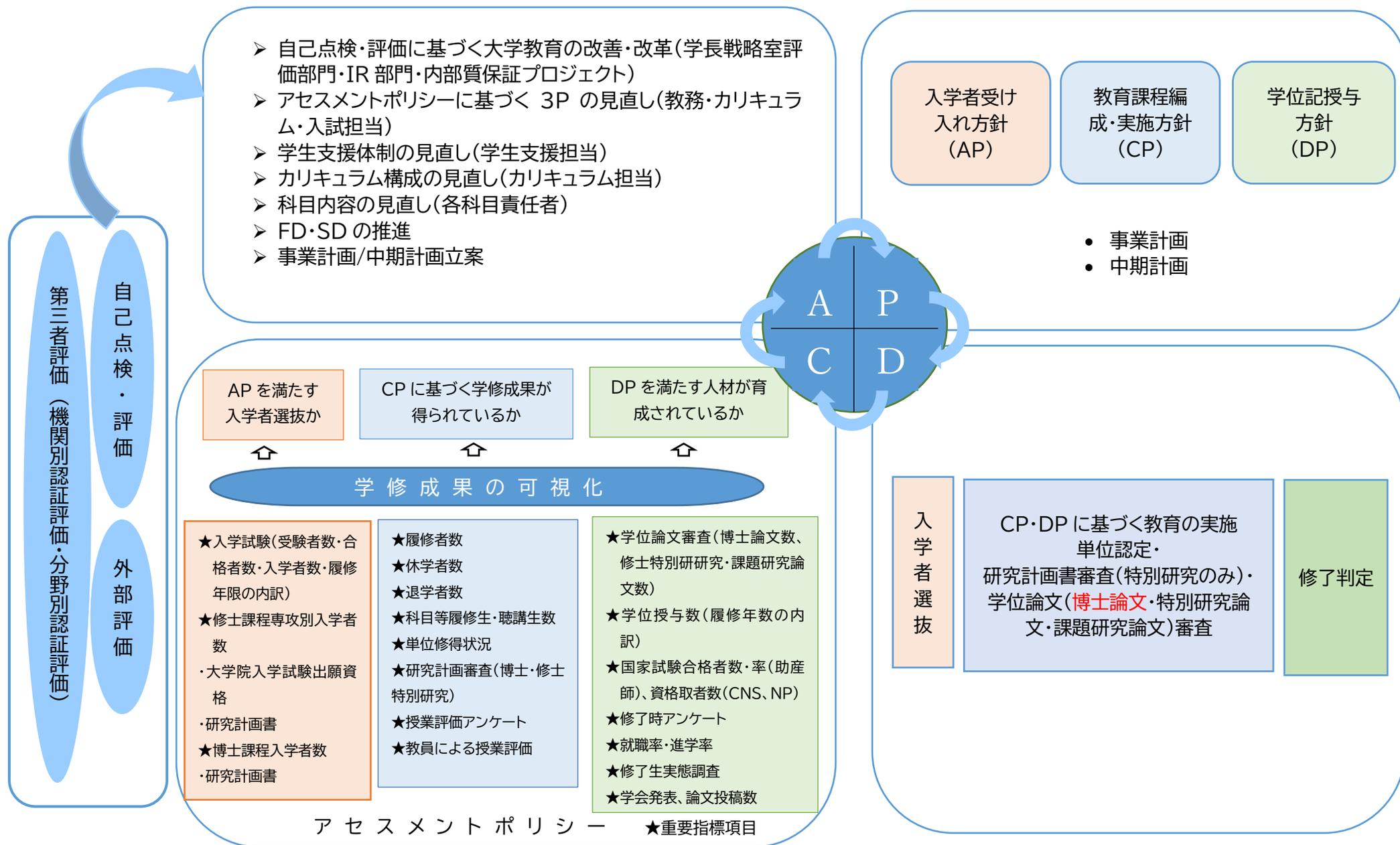
この規程は、令和5年4月1日から施行する。

大学院生の研究室見取り図

亀田医療大学大学院
横渚キャンパス
学生会館3階見取図



凡例	
	専用
	共用



大学院 博士課程 (DNP コース)・修士課程アセスメントポリシー

【学修成果の評価方針】

本学大学院では、内部質保証の一環として、学生の学修成果を適切に測定・評価し、本学の教育の見直し・改善を実施していく。

本学大学院で定めたアドミッションポリシー（入学者受け入れ方針）、ディプロマポリシー（学位授与方針）、カリキュラムポリシー（教育課程編成・実施方針）に基づき、学生の学修成果を評価する。評価は、機関レベル（大学）・教育課程レベル（大学院）・科目レベル（授業科目）の3段階で行う。

	入学時	在学中	修了時・修了後
大学レベル	<ul style="list-style-type: none"> ★入学試験(受験者数・合格者数・履修年限の内訳) ★修士課程専攻別入学者数 ・大学院入学試験出願資格 ・研究計画書 ★博士課程入学者数 ・研究計画書 	<ul style="list-style-type: none"> ★履修者数 ★休学者数 ★退学者数 ★科目等履修生・聴講生数 	<ul style="list-style-type: none"> ★学位論文審査（博士論文数、修士特別研研究・課題研究論文数） ★学位授与数（履修年数の内訳） ★国家試験合格者数・率(助産師)、資格取者数(CNS、NP) ★修了時アンケート ★就職率・進学率 ★修了生実態調査
教育課程レベル	<ul style="list-style-type: none"> ★修士課程専攻別入学者数 ・大学院入学試験出願資格 ・研究計画書 ★博士課程入学者数 ・研究計画書 	<ul style="list-style-type: none"> ★単位修得状況 ★研究計画審査（博士・修士特別研究） ★授業評価アンケート ★教員による授業評価 	<ul style="list-style-type: none"> ★学位論文審査（博士論文数、修士特別研研究・課題研究論文数） ★学位授与数 ★国家試験合格者数・率(助産師)、資格取得者数(CNS、NP) ★修了時アンケート調査 ★就職率・進学率 ★学会発表、論文投稿数
科目レベル		<ul style="list-style-type: none"> ★単位認定状況 ★教員による授業評価 ・授業評価アンケート 	

★重要指標項目

2021年度SD/FD企画案

2022.03.31

SD	対象	主催・担当	講師	日時
オンライン授業の設計や授業展開に関する研修	全教職員	教務・カリキュラム委員会	外部講師(内田洋行)	2021/4/22(木)
ハラスメント防止研修	全教職員	人権委員会	千葉地方法務局 館山支局 支局長 : 田邊俊一 氏 (挨拶) 支局長補佐 : 前田剛志 氏	2021/7/29(木)
研究不正防止について	全教職員	研究倫理審査検討委員会	足立教授・平川課員	2021/9/30(木)
学習評価、カリキュラム評価の可視化について	全教職員	教務・カリキュラム委員会、学長戦略室IR	外部講師	2022年1月27日(木)
FD	対象	主催・担当	講師	日時
A. 教育能力開発				
図書館リテラシー: 文献と情報の活用	教員	図書委員会	館長・立野課員	2021年11月12日(金)
臨地実習報告会	教員	教務・カリキュラム委員会		2022年3月14日(月)9時半～
B. 研究能力開発/研究資金獲得				
科研費獲得のコツについて	教員	運営会議(FD、SD)	足立教授、久保教授	2021年6月24日(木)
研究交流会	教員	総合研究所		2022年3月14日(月)
※開始時間の記載がないものは、学科会議・研究科委員会終了後を予定。				

SD	対象	主催・担当	講師	日時
1・3・4年生のPROGテスト結果の概要について —本学1・3・4年生の結果の特徴と他大学との比較等について	全教職員	教務・カリキュラム委員会	リアセックの講師	10月27日(木)
アカデミックハラスメントを含めたハラスメント防止研修	全教職員	ハラスメント防止・対策委員会	里内友貴子講師(里内法律事務所 弁護士)	2023年2月2日(木)16時

FD	対象	主催・担当	講師	日時
A. 教育能力開発				
臨地実習報告会	教員	教務・カリキュラム委員会		2023年3月13日(月)9時半
日本におけるプライマリケアNP養成の意義	教員	大学運営・質保証推進会議	長江教授	11月24日(木)
亀田メディカルセンターの取り組み	教員	大学運営・質保証推進会議	亀田隆明理事(医療法人鉄蕉会)	6月23日(木)
B. 研究能力開発/研究資金獲得				
研究倫理講演会	教員	継続学習センター、総合研究所	河原直人講師(九州大学病院)	8月26日(金)夕方頃
研究不正防止について	教員	研究倫理審査検討委員会	足立教授・事務職員	9月22日(木)
研究交流会	教員	総合研究所		2023年3月13日(月)

※開始時間の記載がないものは、学科会議・研究科委員会終了後を予定。

SD	対象	主催・担当	講師	日時
博士課程DNPコースについて	全教職員	研究科委員会(田中)	中村美鈴教授(慈恵医科大学)	7月27日 16時～17時半
情報セキュリティの基礎知識と最新動向について(仮)	全教職員	情報セキュリティ委員会	榎本准教授	未定
ハラスメント防止について(仮題)	全教職員	ハラスメント防止・対策委員会	未定	未定
1・3・4年生のPROGテスト結果の概要について —本学1・4年生の結果の特徴と他大学との比較等について	全教職員	教務・カリキュラム委員会	リアセックの講師	12月21日
学生と教職員との関係づくりについて	全教職員	学生支援委員会	未定	10月27日
災害時の看護について	全教職員	学生支援委員会	未定	11月24日(金)
卒業生調査の報告	全教職員	学長戦略室評価部門	未定	未定(10月開催予定)

FD	対象	主催・担当	講師	日時
A. 教育能力開発				
臨地実習報告会	教員	教務・カリキュラム委員会	本学教員	2024年3月予定
ICTを活用した授業運営について	教員	教務・カリキュラム委員会	本学教員	未定
B. 研究能力開発/研究資金獲得				
科研費獲得のコツ	教員	FD担当(田中)	長江教授、山田助教	6月22日 16時～17時半
研究倫理講演会	教員	継続学習センター、総合研究所	河原直人講師(九州大学病院)	7月28日(金)
亀田総合病院医療倫理講演会 倫理コンサルテーションについて(仮)	教員	継続学習センター、総合研究所	竹下啓教授(東海大学医学部)	8月30日(水)
研究不正防止	教員	研究倫理審査検討委員会	足立教授・事務職員	9月28日(木)
研究交流会	教員	総合研究所		2024年3月予定

※開始時間の記載がないものは、学科会議・研究科委員会終了後を予定。